## 『朝鮮民主主義人民共和国主要法令集』

(郵慶談・崔達坤編 張君三訳 日本加除出版 1993年 1431ページ)

朝鮮民主主義人民共和国(以下、朝鮮)にはどのような法令があるのか、また、朝鮮の法令はどのような体系になっているのか、よくわからない。まず、朝鮮の法令に関する研究が少ない。研究しようにも、本国が法令そのものを公開しない場合があり、研究者や実務家をしばしば困らせている。

朝鮮の法令の研究に力を入れている国は、本国を除けば、韓国である。高麗大学亜細亜問題研究所や国土統一院(現・統一院)は、これまで北側の法令についての研究書を出してきた。そして1990年に、ソウルの大陸研究所から、朝鮮の1200以上の法令を収録した『北韓法令集』全5冊が出版された。本書は、この『北韓法令集』から500以上の法令を選別し、また新たに入手された法令、公表された法令などを加えて日本語に翻訳したものである。

本書に収録された法令は、1940年代のものが多い。 原書「北韓法令集」についても同様である。これは、 1940年代の法令は、入手が容易であったためであろう。 こうした法令は解放直後の民主改革期から1948年に憲 法が制定されるまでの間、すなわち、建国期の事情を 知るための重要な資料である。

しかし、朝鮮が社会主義建設を進めるようになって からの法令については、建国期の法令に比べて原書も 本書もその収録数が少ない。

本書に収録された最近の法律には、1987年に全面改訂された「刑法」、90年に制定された「民法」、「家族法」などがある。「民法」、「家族法」のような基本的な法律が最近になって制定されたことからみて、朝鮮はこれまで法律の整備にあまり熱心ではなかったようである。おそらく、朝鮮労働党の方針や指示が国家の法としての機能を代行してきたのであろう。

新しく制定・改正された法律は、1990年に出版された原書のほうには収録されていない。原書の抄訳のみにとどまらず、新しい法律を追加した訳者の努力には敬意を表したい。原書の編者である崔達坤教授は、序文を本書のために新たに書き直している。

訳者が本書に加えた法令には、1992年に制定された「外国人投資法」、「合作法」、「外国人企業法」、93年に制定された「外貨管理法」、「自由経済地帯法」、「外国投資企業および外国人税金法」などもある。また、1970年代に定められたものであるが、経済水域や港業務などに関する法令も収録されている。こうした法令は朝鮮の対外経済関係についての重要な資料である。

以上のように,本書は韓国人研究者が,5冊にわたる原書から「主要」な法令を選び出し,新たな法令な

どを収録し、日本語にしてくれたものである。ただ、 惜しいことに次の欠点は指摘せざるを得ない。

第1に、誤訳・誤植が少なからず見うけられることである。本書を使用する場合には(外国法を調べるときは常に行なうべきことであるが)、原文の確認が必要である。第2に、法令の選び方の問題がある。本書の大半を占める1940年代の法令は、歴史資料としての価値は高いが、今日ではすでに失効しているものである。

また、訳者序文では「1987年度の刑法について真贋騒動が一時日本のジャーナリズムを賑わしたが、その理由が奈辺にあったにせよ、それに惑わされることなく作業を完了した」と述べられているが、なぜ、原書にあった1950年刑法と74年刑法の一部を本書に訳出しなかったのか、その理由は不明である。1940年代の法令が多く収録されているのに、法典としての形を持った2つの旧刑法をなぜ収録しなかったのか疑問を感じずにはいられない。1974年刑法はその条文が公開されておらず、原書には韓国側が入手した一部が収録されており、翻訳する価値は十分にあるはずである。ただ、「刑事訴訟法」については新旧あわせて収録されており、その沿革を知ることができる。

翻訳・編集に以上のような多少の乱雑さはあるが、本書によって多数の法令が日本語になったことで、今後、日本の研究者が朝鮮の法令についても関心を持つことを期待する。朝鮮の法令についての研究書としては日本でも、金圭昇氏の『南・北朝鮮の法制定史』(社会評論社 1990年)が出ている。

残念なことに本国からはまとまった法典や法令集は 刊行されていない。制定が公表されても、その条文が いまだに公開されていない法令も少なくない。たとえ ば、1973年に制定された「原子力法」は、それが制定 されたことは92年に明らかにされたが、どういうわけ かその条文はいまだに公表されていない。核兵器開発 疑惑を解消するためにも「原子力法」の条文は世界に 明らかにされるべきであろう。1991年には「商業法」が 制定されたが、その内容が政府機関紙『民主朝鮮』に 紹介されただけで、これも条文が公開されていない。 経済に関する基本的な法律であるはずの同法の条文が 未公開なのは、朝鮮が進めている豆満江開発などの多 国間経済協力にも良い影響を与えるとはいえない。朝 鮮の国益のためにも、今後、こうした重要な法令が公 開され、また、平壌から法典や本書のような法令集が 刊行されることを期待したい。

(中川雅彦:アジア経済研究所動向分析部)